

立場を無視している。目の前で日本兵に親を殺された体験を持つ人々に、「罪を憎んで人を憎まず」と説教しているのである」と書いています。

まさに請願で言っているように、国際的にも小泉首相の強弁がまかり通るわけがないことは明らかであります。

靖国神社参拝は、まさに古くて新しい問題であります。さまざまな異論が出ることは、日本の戦争責任者を裁いた極東軍事裁判、いわゆる東京裁判をどう見るかということだと思えます。A級戦犯を擁護する神社側の歴史的認識が存在する一方、首相がA級戦犯の罪を認める立場を表明しておきながら参拝問題を明らかにしたとの共同通信の質問書に対する文書回答の中に載っていました。参拝をするべきとした考え方の中においても、これくらい大きな考え方の違いが存在しています。

この関係で、最近筑摩書房から発行されました「靖国問題」という本で、高橋哲哉さんが書いたものの中に次のような文章があります。「A級戦犯とは、極東国際軍事裁判において平和に対する罪、すなわち侵略戦争を指導した罪のゆえに被告とされた28名のことである。このうち死亡、精神異常による免責3人を除く25人被告全員が有罪となり、うち7人が絞首刑となった。この7人に加えて、公判中病死したまた受刑中に獄死した14人が1978年10月17日に靖国神社に合祀されたのである。これらの人々は、明らかにいわゆる戦死者とは言えない。しかし、靖国神社は同じく戦死者とは言えないB・C級戦犯についても合祀を行っている。日本の敗戦後、戦時中に交戦法規違反を犯したとして国の内外で連合国によって5,000人以上が起訴され、そのうち1,000人近くが刑死したB・C級戦犯裁判が行われたが、靖国神社はこれらの死刑者を昭和殉難者として既に1970年までに合祀を終えていたのである。また、靖国神社と日本植民

地主義の関係を示す重大な事実、旧植民地出身者の合祀の存在である。神社が公表しているところによれば、2001年10月現在で台湾出身者の合祀者が2万8,863人、朝鮮出身者が2万1,181人の約5万人が護国の神として祀られているのである。これらの合祀者の大半は、アジア・太平洋戦争が激化するにつれて朝鮮、台湾から日本軍の軍人、軍属として戦時動員された人々である。靖国神社には、台湾、朝鮮の植民地支配と弾圧の加害者として戦死した日本人と日本人による植民地支配の被害者であった台湾人、朝鮮人とが全く同格の護国の神として合祀されているのである。これが植民地支配の被害を実感する台湾、朝鮮の遺族にとって屈辱的でないはずがない」ということに示されていますように、小泉首相が靖国神社参拝することに対して、アジア各国が異議を唱えるのは内政干渉だなどということが逆に大きくその認識を変えなければならないことは明らかであります。

以上申し上げまして、請願第10号に賛成のご意見としたいと思います。

大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決を行います。

請願第10号の1件について、総務・文教委員長報告は、不採択であります。請願第10号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

大沼 久議長 起立少数であります。

よって、請願第10号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の

報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

佐々木謙二厚生常任委員長 平成17年第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月15日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、請願第8号 障害者自立支援法案に関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、長井市新町13番10号、河村嘉宏氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

これまでの障害者福祉を全面的に見直す障害者自立支援法案の審議が国会で始まっています。最も大きな特徴は、利用したサービス量に応じて障害者に1割負担をさせることです。障害者の大半がわずかな障害者年金に頼っている実態を考えると、この負担は極めて過重なものと言わざるを得ません。受けるサービス量によって負担を強いられるのでは、必要なサービスを受けられず、障害者の自立を阻害することになります。障害者の福祉サービスは、応能負担の立場に立って構築されるべきであり、国会で審議されているような応益負担の方策はとるべきでなく、法案の抜本的な改定もしくは廃案を強く求めるというものであります。

福祉事務局長から、法案の概要について説明を受けた後に質疑に入り、委員からは、個人負担は大きくなるが、市の負担はどうなるのかとの質疑がなされ、福祉事務局長からは、医療分については高額医療の該当になることで国保会計からの持ち出しがふえていくとの見方をしている。また、ほかの部分については支援費と同

じような仕組みと思われるので、障害者の方が1割負担することにより市の負担は若干減ると思われるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、介護保険と同じように施設から在宅へという施策なのかとの質疑がなされ、福祉事務所補佐からは、支援費制度となつてからも市町村がすべてのサービスをそろえることはできていない。施設の相互利用により少ない社会資源を利用していこうという考え方がある。一方でなるべく障害者の方に多くのサービスを提供したいという考え方はあるが、適切な指導や人的な対応ができるかが問題だと思つたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、全体的に見て障害者に厳しい法案でないかと感じるがどう思うかとの質疑がなされ、福祉事務局長からは、障害基礎年金とわずかな賃金しか入らない実態は、収入としては非常に厳しいと見ているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、障害者の福祉サービス一元化というが、むしろ個々の状況に応じたものが必要と考えている。今回の法案は、政府の財政的な困窮状態から発していると考えており、特殊法人が何ら整理されないままに温存されている状況にまず手をつけるべきである。請願の中で言われているように、さまざまな疑念が考えられ、特に意思表示ができない重度の知的障害者に最もしわ寄せがいくと懸念している。この請願が長井市議会に初めて出されたとのことであるが、自分の考えを声に出して言いあわせない障害者の方の代弁者として、各自治体、各議会に対して声を出していくべきであり、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、身体障害、知的障害、精神障害の三つを自立支援の中で一つにしていくという方策そのものは問題ないが、国費投入を減らしていきたいというところが見え隠れする

のが問題である。介護保険と同じように1割負担をしていくというのは、所得そのものが少なく、かなり大変だと思う。障害者が就労できる場はなく、低所得の中から1割負担となるとサービス利用を減らしていくしかなくなると思う。この法案は、社会で一緒に生活する一員として皆と同じような生活を営んでいくことをそいでしまうのではないかと考えられることから、本請願に賛成であるとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、本請願は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、請願第8号 障害者自立支援法案に関する意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

請願第8号の1件について、厚生委員長の報告は採択であります。厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久議長 起立多数であります。

よって、請願第8号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会報告

大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成17年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました請願2件と継続審査になっておりました請願1件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

最初に、請願第7号 市道382号沼田線(一般県道椿長井線と国道287号線とのアクセス道路)の道路拡幅整備について申し上げます。

なお、当該請願については、紹介議員並びに地元代表者立ち会いのもと現地踏査を行ってから審査に入ったことを申し添えます。

本請願は、泉連合会会長中村豊一氏を代表として道路沿線関係者87名の同意書を添付の上提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、当該市道は、泉地区の生活道路として、また南中学校の通学路として重要な幹線道路であるが、幅員が狭く、対向車との交差にも難渋している。また、冬期間は吹きだまりが多く、登下校時には危険を伴う状態であるので、安全な道路として拡幅整備をお願いしたいとしているものであります。

審査に入り、委員からは、道路拡幅整備の請願となっているが、現地を見たところ用地買収の必要がないように思われる。市道の一般的な規格として整備した場合の概算事業費はどの程度になるのかとの質問がなされ、建設課長からは、当該道路は簡易舗装を施しており、全面的なオーバーレイと一部拡幅舗装をした場合の概算事業費は、およそ500万円から600万円程度に